広報
ことうら4
No.92　2012.4.1

特別編

琴浦さん
Kotoura-San

13ページにて
琴浦町オリジナルストーリー
「ミステリーハンター編」
連載スタート!!



contents　―主な内容―

平成24年度予算の概要 …… 2～5
町福祉事務所を開設
　／役場組織の改正 …… 6～7
街路灯の管理区分を統一 …… 8
高齢者・障がい者福祉制度 …… 10
ことうら健康ポイントラリー事業 … 12
まちの話題 …… 14
琴浦町体育協会表彰式 …… 18～19
琴浦町の文化財（最終回） …… 22
シリーズ「障がいを知り共に生きる」… 23

平成24年度 琴浦町当初予算

「安心して暮らせるまちづくり」をめざして

総　　額　166億163万1,000円（対前年度比4.9%増）
一般会計　103億5,300万円　（対前年度比4.6%増）

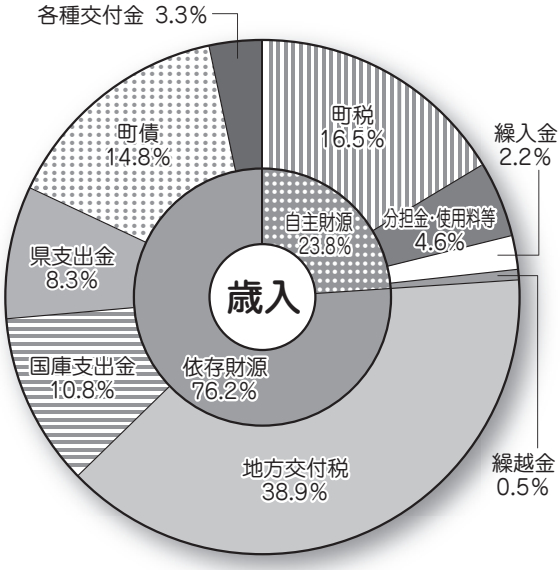
琴浦町の平成24年度一般会計、特別会計当初予算が3月議会で議決されました。

新年度は、一般会計総額103億5，300万円と合併後最大規模の予算となります。

この予算を最大限に活かし、「安心して暮らせるまちづくり」をめざします。

歳入

長引く景気低迷の影響と固定資産税の減収などにより、町税は前年度比1・6%の減額となりました。



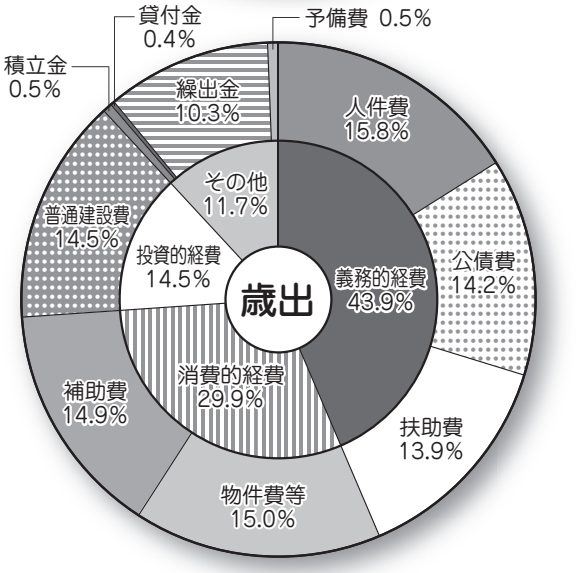
地方交付税については、福祉事務所の開設により特別交付税が大幅に増加し、普通交付税の地方負担分である臨時財政対策債と合わせて1億7，400万円（3・9%）の増額となりました。

国庫支出金については、福祉事務所開設に伴う生活保護費負担金、町道新設などの社会基盤整備の補助金である社会資本整備交付金の増額などにより3億3，136万5千円（42・3%）の増となりました。

町の貯蓄部分取り崩しにあたる基金繰入金については、新庁舎建設、赤碕中学校プール改築事業を実施するため公共施設建設基金繰入金が1億1，500万円の増額となりましたが、財政調整積立基金繰入金が2億500万円の減額により、総額7，860万2千円の減額となりました。

町の借金にあたる町債については、前年度から継続している新庁舎建設事業、町道新設事業などの大型事業により470万円（0・3%）の増額となっています。

この結果、自主財源は歳入全体の23・8%、依存財源は76・2%となり、自主財源が前年度比2・5%の減となり、依存財源が増加することとなりました。これは、福祉事務所開設による地方交付税及び国庫補助金の増額が大きな理由です。



歳出

歳出については、各種助成金などにあたる扶助費については福祉事務所開設による生活保護費の増加などにより3億3，478万2千円（30・3%）の増額となりました。各種建設工事などの公共事業にあたる普通建設費は、町道赤碕駅南線及び町道中尾二軒屋線新設工事などにより1億4，162万8千円（10・4%）の増額となりました。

歳出に占める割合は人件費、扶助費などの義務的経費が43・9%、事務系費などの消費的経費が29・9%、普通建設事業費などの投資的経費が14・5%、繰出金などのその他経費が11・7%となりました。

このページでは、上段に一般会計及び特別会計の当初予算額、中段に一般会計の歳入歳出費目ごとの予算額、下段には合併以降の当初予算及び特別会計の当初予算額を紹介しています。

平成24年度琴浦町当初予算規模

（単位：千円）

会計名	H24年度	H23年度		対前年度差額		対前年度差額	
	当初 ①	当初 ②	現計 ③	当初予算比 ①-②	増減率（%）	現計予算比 ①-③	増減率（%）
一般会計	10,353,000	9,900,000	10,578,951	453,000	4.6	△225,951	△6.4
国民健康保険特別会計	2,347,800	2,248,800	2,400,797	99,000	4.4	△52,997	△6.3
住宅新築資金等貸付事業特別会計	13,277	18,702	75,335	△5,425	△29.0	△62,058	△75.2
農業集落排水事業特別会計	256,702	260,030	260,974	△3,328	△1.3	△4,272	△0.4
下水道特別会計	1,198,645	1,086,255	988,162	112,390	10.3	210,483	9.9
介護保険特別会計	2,204,670	2,077,000	2,155,275	127,670	6.1	49,395	△3.6
後期高齢者医療特別会計	193,460	193,738	192,812	△278	△0.1	648	0.5
八橋財産区特別会計	28	28	28	0	0.0	0	0.0
浦安財産区特別会計	15	15	15	0	0.0	0	0.0
下郷財産区特別会計	6	6	6	0	0.0	0	0.0
上郷財産区特別会計	6	6	6	0	0.0	0	0.0
古布庄財産区特別会計	6	6	6	0	0.0	0	0.0
赤碕財産区特別会計	20,509	20,790	20,790	△281	△1.4	△281	0.0
成美財産区特別会計	2,859	3,074	3,074	△215	△7.0	△215	0.0
安田財産区特別会計	10,648	11,150	11,727	△502	△4.5	△1,079	△4.9
以西財産区特別会計	58,852	59,918	66,554	△1,066	△1.8	△7,702	△10.0
合計	16,601,631	15,819,600	16,687,958	782,031	4.9	△86,327	△5.2

一般会計【歳入】

（単位：千円）

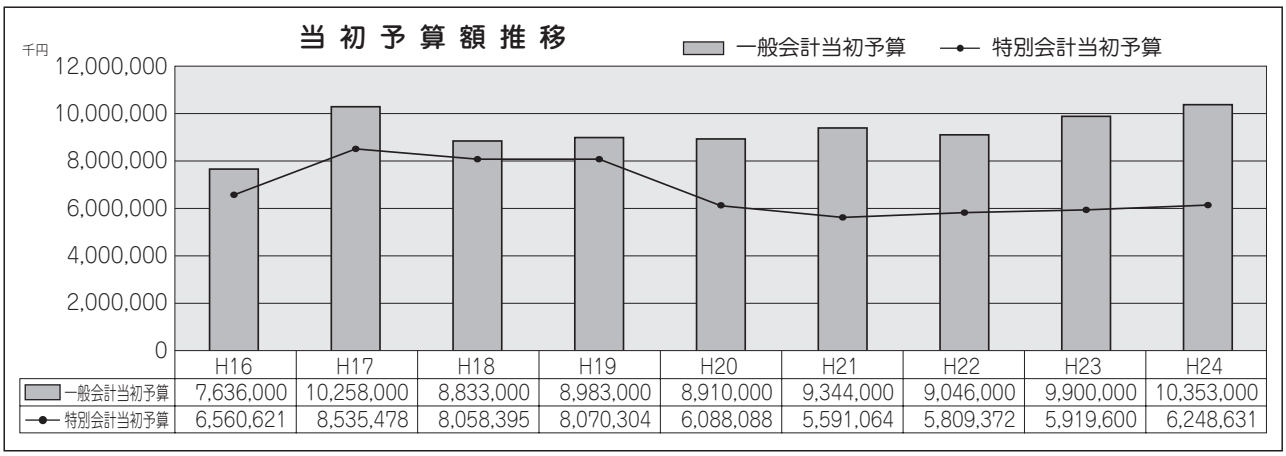
区分	平成24年度		対前年度差額	比較
	予算額①	割合		
町税	1,705,651	16.5%	△28,424	98.4%
地方譲与税	121,125	1.2%	6,330	105.5%
利子割交付金	4,956	0.0%	278	105.9%
配当割交付金	2,276	0.0%	126	105.9%
株式譲渡所得割交付金	498	0.0%	△313	61.4%
地方消費税交付金	169,845	1.6%	△2,801	98.4%
ゴルフ場利用税交付金	2,029	0.0%	△94	95.6%
自動車取得税交付金	27,761	0.3%	3,135	112.7%
交通安全対策特別交付金	2,800	0.0%	0	100.0%
地方特例交付金	16,569	0.2%	△10,583	61.0%
地方交付税	4,030,000	38.9%	214,000	105.6%
分担金及び負担金	125,669	1.2%	11,532	110.1%
使用料及び手数料	177,819	1.7%	△5,909	96.8%
国庫支出金	1,114,349	10.8%	331,365	142.3%
県支出金	864,894	8.4%	47,380	105.8%
財産収入	4,977	0.0%	△3,942	55.8%
寄付金	2,001	0.0%	△599	77.0%
繰入金	234,443	2.3%	△106,673	68.7%
繰越金	50,000	0.5%	0	100.0%
諸収入	165,638	1.6%	△6,508	96.2%
町債	1,529,700	14.8%	4,700	100.3%
合計	10,353,000	100.0%	453,000	104.6%

【歳出】

（単位：千円）

区分	平成24年度		対前年度差額	比較
	予算額①	割合		
議会費	116,549	1.1%	△19,435	85.7%
総務費	1,710,284	16.5%	△100,821	94.4%
民生費	3,025,161	29.2%	331,250	112.3%
衛生費	475,927	4.6%	32,753	107.4%
農林水産業費	998,172	9.6%	△38,308	96.3%
商工費	246,041	2.4%	△79,741	75.5%
土木費	1,121,293	10.8%	235,057	126.5%
消防費	297,843	2.9%	15,239	105.4%
教育費	830,973	8.0%	115,715	116.2%
災害復旧費	2,407	0.0%	△7,596	24.1%
公債費	1,475,682	14.3%	△29,028	98.1%
諸支出金	100	0.0%	△2,342	4.1%
予備費	52,568	0.5%	257	100.5%
合計	10,353,000	100.0%	453,000	104.6%

（単位：千円）



	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
一般会計当初予算	7,636,000	10,258,000	8,833,000	8,983,000	8,910,000	9,344,000	9,046,000	9,900,000	10,353,000
特別会計当初予算	6,560,621	8,535,478	8,058,395	8,070,304	6,088,088	5,591,064	5,809,372	5,919,600	6,248,631

平成24年度一般会計当初予算の主な事業についてはつぎの10項目に分けて紹介します。

産業の振興・雇用の創出

●企業誘致促進に向けた下郷森藤団地の整備
1，816万3千円
企業誘致を進めるため、森藤地内に工業団地用地を造成する。

●雇用促進奨励助成金
1，200万円
町民の正規雇用を促すため、新規に琴浦町民を雇用する企業に対し1人につき20万円の助成金を支出する。

地域の魅力創造・情報発信

●琴浦梨のブランド化推進事業
240万円
百年梨を中心として琴浦町の梨ブランド化を図ります。

●マンガ「琴浦さん」とのタイアップによるまんが王国づくりの推進
149万4千円
琴浦町の名前を使用した4コマ漫画「琴浦さん」との各種タイアップ事業を行うことにより、県と協調した「まんが王国とっとり」の推進を図る。

地域環境の創出・環境に配慮したまちづくり

●農地・水・農村環境保全向上活動の促進による農村環境整備事業
1，539万1千円
農地・用水路などや農村環境を地域で守り、質を高める「共同活動」や、施設の修繕工事を行い、長寿命化を進める「向上活動」などに取り組む34組織の支援を行う。

●船上山ダムを活用した小水力発電施設の導入
2，150万円
未利用の農業用水の資源を活用するために船上山ダムにおいて小水力発電所を設置します。これにより土地改良施設などの維持管理経費の節減を図る。

防災に強いまちづくり

●役場新庁舎建設による防災センター機能の強化
6億5，260万円
新庁舎2階に防災センターを設置し、災害発生時に速やかに災害対応の拠点としての機能強化を図る。

●津波ハザードマップ・防災ハンドブックの作成による防災意識高揚事業
200万円
鳥取大学と共同して製作した津波到達波高の資料を活かし、津波ハザードマップ及び防災ハンドブックを作成し、全戸配布を行う。

住民の健康づくりの推進

●健康づくりマイレージ制度導入事業
11万円
町が行う健康づくり事業に参加した町民にポイントシールを付与し、取得したポイント数に応じた記念品を抽選により贈呈し、健康への関心を高め、健康づくりのきっかけづくりとする。

●胃カメラ検診の自己負担軽減と町内医療機関による受診促進活動の強化
820万4千円
胃がんの早期発見に有効な胃カメラ検診受診の促進を図るため、自己負担金を軽減するとともに、町内医療機関医師からの受診勧奨の協力要請も含めた委託料の引き上げを行う。

地域福祉の充実

●町福祉事務所の設置による生活保護、母子自立支援業務などの実施
2億4，121万9千円
福祉事務所を設置し、生活保護業務、母子自立支援業務をはじめとした、福祉・保健に関する行政サービスを役場で一体的に提供できる体制を整える。

子育て支援の充実

●子育て支援助成金交付事業
1，200万円
納付済みの保育料に対し1人年額2万4千円を限度としたことうら商品券を交付し保護者の経済的負担軽減を図り子育ての支援を行う。

●保育リーダーの導入による保育園職員の研修の充実
190万9千円
保育経験豊富なリーダーを設置し、各園の運営指導、職員研修などを実施し保育環境の充実を図る。

学校教育の充実・学習支援の推進

●「楽しい学校生活を送るためのアンケート」（QU）を全学校で実施
64万5千円
子どもたちが意欲的に学校生活を送れることを目的にアンケートを実施し、学級集団づくりや指導の充実を図る。

●赤碕中学校プール改築工事
1億6，400万円
老朽化したプールを改築し教育環境の整備を図る。

人権尊重のまちづくり

●琴の浦高等特別支援学校の開校に向けた町内受け入れ環境の整備
119万6千円

平成25年度に開校する琴の浦高等特別支援学校の開校に向けた取組みを行う。

●定住外国人支援事業の実施
37万6千円

琴浦町在住の定住外国人を対象として交流広場、日本語クラスの開催などを通して支援を行う。

協働のまちづくり

●自治基本条例の制定
134万円

町民が主体となった策定委員会によるまちづくりの基本的ルールである自治基本条例の制定に向けて協議を行う。

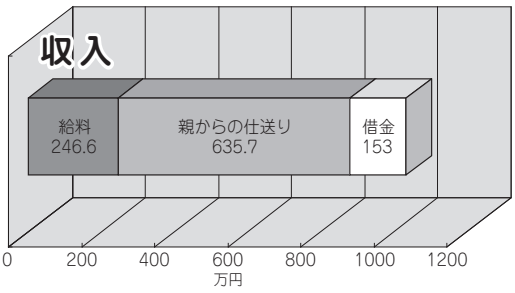
●土木施設愛護ボランティア制度の創設
200万円

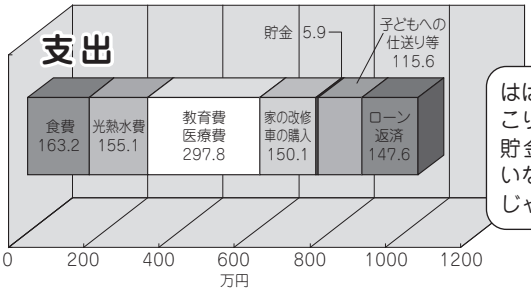
町民参加型の土木施設維持管理を目指し、ボランティア団体の創設、育成に努める。

琴浦家の家計簿

琴浦町の当初予算を琴浦さん一家の１年間の家計簿に見立ててご紹介します。ここでは、琴浦町一般会計当初予算額の1000分の１を琴浦家の年収とします。

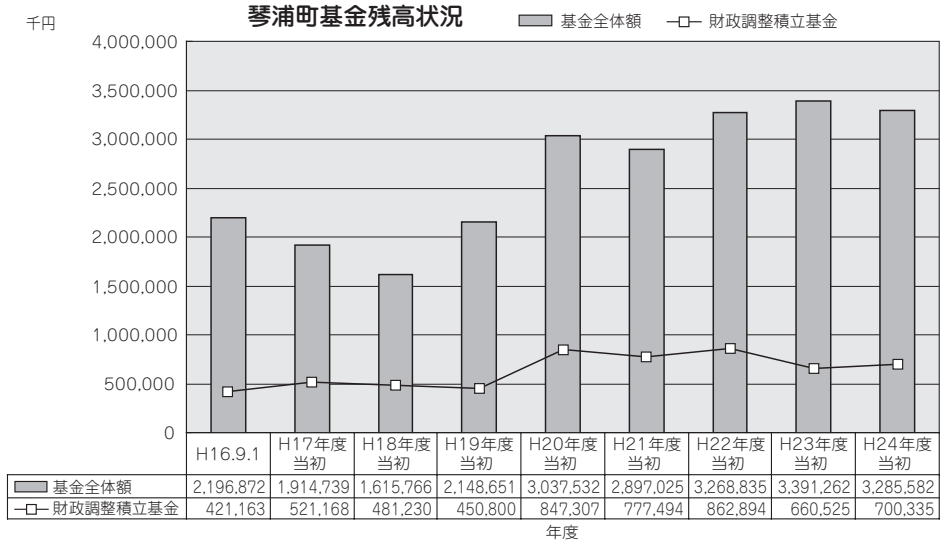
琴浦家：お父さん、お母さん、一郎くん（大学生）、花子さん（小学生）の４人家族







＊ご覧のとおり、琴浦家の収入は、自己資金の給料は全体収入の23.8％にとどまっており、ほとんどが親からの援助と借金になっています。支出では、医療・教育費が一番多くなっています。



	H16.9.1	H17年度当初	H18年度当初	H19年度当初	H20年度当初	H21年度当初	H22年度当初	H23年度当初	H24年度当初
基金全体額	2,196,872	1,914,739	1,615,766	2,148,651	3,037,532	2,897,025	3,268,835	3,391,262	3,285,582
財政調整積立基金	421,163	521,168	481,230	450,800	847,307	777,494	862,894	660,525	700,335

このグラフは、琴浦町の基金の残高を表したものです。平成18年度以降、残高確保に努めてきており、基金全体としては合併以後およそ10億8,800万円の増額となっています。町の普通預金にあたる財政調整積立基金についても、およそ2億7,900万円の増額となりました。

ただし、今後とも厳しい財政運営が予測され、さらなる財源確保が求められています。

琴浦町福祉事務所を開設

4月1日から保健センター内に琴浦町福祉事務所を開設します。

問合せ先　琴浦町福祉事務所　TEL 52−1715

福祉事務所とは

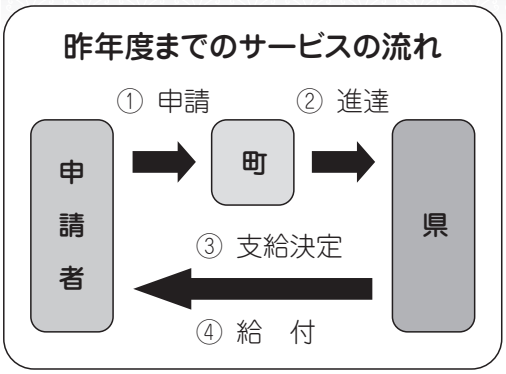
福祉事務所とは、社会福祉法で都道府県と市に設置が義務付けられている福祉業務を行う事務所です。町村の設置は任意となっていますが、県内では昨年度までに9町村に設置されており、平成24年4月から琴浦町、若桜町、八頭町、日野町で開設されます。

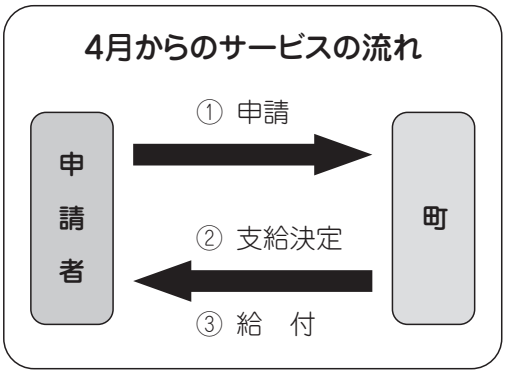
町福祉事務所の設置で何が変わるの？

これまで、生活保護や児童扶養手当などは町が申請を受け付け、鳥取県が支給決定し、給付を行っていました。

町に福祉事務所が設置されることにより、窓口での相談から支給決定、給付を町で一元的に行うことができます。

そのため、これまでより迅速な対応ができ、従来から町で実施していたほかの福祉サービスとの連携強化が図られます。また、個人の実情に応じたきめ細かい対応ができるようになります。





町福祉事務所で行う業務

●生活保護について

【生活保護業務】

生活に困窮している人の健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護の申請の受付や決定を行います。また、各種の福祉制度の紹介や、利用の手続きなどについて相談を受け付けます。

●母子家庭などについて

【助産施設・母子生活支援施設入所事務】

経済的な理由により入院出産が困難な妊産婦や、家庭に事情のある母子に対して、相談業務や施設入所の認定を行います。

【ひとり親家庭への相談支援】

母子・父子家庭等児童の健やかな成長を支援するための相談業務を行います。

●障がい者(児)福祉について

【障害児福祉手当事務】

20歳未満で重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅生活をされる方に、手当の認定や支給、相談業務を行います。

【特別障害者手当事務】

20歳以上で著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅生活をされる方に、手当の認定や支給、相談業務を行います。



町福祉事務所が開設した保健センター

役場組織の改正

町では町民生活課と健康福祉課の医療・健康・福祉に関わる事務分担を見直し、4月から「町民生活課」、「健康対策課」、「福祉課」の3課に再編します。

●健康対策課

町民の皆さんの健康づくりを推進するため、従来、町民生活課と健康福祉課の双方で実施していた医療・健康分野の業務を統合し、健康対策業務として一本化しました。

●福祉課

4月から町福祉事務所が開設するのにあわせて、町民の皆さんの身近なところで福祉施策の充実を図るため、健康福祉課の福祉部門を拡充することを目的に新設しました。

組織図及び業務分担

〈平成23年度〉

町民生活課

健康福祉課

〈平成24年度〉

町民生活課

戸籍、住民基本台帳、外国人登録、印鑑登録、窓口事務、保育園、児童福祉、放課後児童クラブ、児童手当、児童扶養手当、児童虐待、ＤＶ防止、国民年金、消費者保護、環境対策、斎場業務

健康対策課

○町民生活課から
国民健康保険、長寿医療、特別医療
○健康福祉課から
健康対策、保健指導、母子保健、各種健診・予防接種

役場本庁舎に設置

福　祉　課

生活保護、民生児童委員、高齢者福祉、障がい者（児）福祉、介護保険、母子生活支援、地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センター

保健センター内に設置

所掌事務及び人員配置の主な改正点

(1) **男女共同参画推進体制の充実**
男女共同参画プランの策定・進捗管理、審議会、庁内推進組織の運営を社会教育課から企画情報課へ移管します。男女共同参画の普及・啓発事業は、引き続き社会教育課が所管します。

(2) **環境政策推進体制の充実**
太陽光発電助成事業を企画情報課から町民生活課へ移管するほか、環境政策担当職員を1人増員し、2人体制にしました。

(3) **学校教育支援体制の充実**
教育総務課に配置する指導主事を1人増員し、2人体制にしました。

(4) **部落自治関連業務の集約化**
コミュニティ助成事業を商工観光課から総務課へ移管しました。

(5) **消費者保護行政を産業の視点から生活者の視点へ**
消費生活相談・啓発業務を商工観光課から町民生活課へ移管し、より生活者の視点に立った消費者保護行政を推進します。

(6) **社会体育施設の一元管理**
勤労者体育センターの所管・管理を商工観光課から社会教育課へ移管しました。

(7) **交通安全対策業務の移管**
交通安全対策に関する業務を商工観光課から総務課へ移管します。

問合せ先　総務課　TEL 52−2111

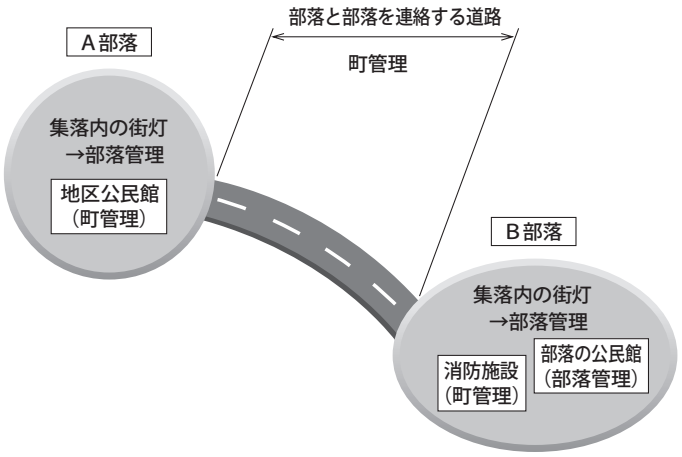
街路灯の管理区分を統一

これまで町内にある街路灯は旧町で管理区分が異なっており、その一元化が求められていましたが、４月から取扱いを統一します。

町内にある街路灯（国、県管理分除く）の電気代は４月分から町で一括して支払うことになります。

また、故障修理、電球交換といった維持管理については、町と地元部落でつぎのとおり管理区分を設けます。（右図参照）

問合せ先　建設課　TEL 55−7804



町が管理するもの

1．公共施設
保育園、こども園、小・中学校、地区公民館、役場庁舎、消防施設、斎場、運動公園（体育館）、文化センター、町営住宅、町管理公園など
2．部落と部落を連絡する道路にあるもの
3．個々の部落で管理することが不適当と思われるもの
駅構内、踏切、バス停付近など

部落が管理するもの

1．部落内にある街路灯は、原則として部落が管理する。ただし、既設街路灯でLEDでないものについては、灯具・自動点滅器などの故障時に、町がLEDに改修を行う。

町ではこれから計画的に既設街路灯を順次LEDへ改修を行っていきます。また、部落で街路灯を新設する場合は、従来どおり町が1／3（上限１万円）の補助を行います。

住宅リフォーム資金助成事業

受付は今年12月28日まで

町民の方を対象に、自宅の修繕や新増築工事を行う場合の経費の一部を助成します。なお、この助成事業は平成24年12月28日（金）までの受付をもって終了しますのでご注意ください。

【対象となる工事の条件】
つぎの①～④のすべてを満たすもの
①今年4月1日以降、町内在住の大工・左官・工務店などが行う工事
②当助成事業の手続き完了後に着手し、平成25年3月31日までに完了報告書が提出できる工事
③工事経費が10万円以上
④町のほかの制度による助成を受けていない工事

【対象住宅】
自ら居住している町内の持ち家
▽対象となる工事
・屋根、外壁の修繕、居室の改修
・修繕、廊下・階段・浴室・トイレの改修
・畳替え、サッシの交換・改修、電気工事など
▽対象とならない工事
・門、蔵、作業場の修繕
・エアコン、キッチンユニット、システムバス、電気温水器、電気機器などの二次製品費
・給水、排水管工事

【助成額】
助成対象となる工事経費の1割（上限10万円、千円未満は切捨て）

【申込み資格】
つぎの①～③のすべてを満たす方
①琴浦町内にお住まいで、住民登録または外国人登録をしている方
②町税や町の各種融資の償還について滞納がない方
③助成する住宅に居住しており、その住宅の所有者の方

問合せ先
総務課　TEL 52−2111

土木愛護ボランティア制度を開始

町では、4月から土木ボランティア制度を開始することに伴い、町道の草刈などで活動をしていただける部落（団体）を募集します。

これは、交通環境の整備はもちろん、住みよいまちづくりのために地域の皆さんの参加を促進することを目的に、活動に参加された団体に対して年間5万円を上限に交付金を支給する制度です。

【登録】
事前に登録が必要となります。

【対象区域】
・町道及びその道路側溝（ただし、集落外の町道及び道路側溝に限る）
・町が管理する公園、そのほかの施設

【給付額】
100円／人・時間
100円／台・時間（草刈機など）

【提出書類】
登録申請書、年間の活動計画・活動実績報告、作業前後、作業中の写真、交付金交付請求書

申請方法などくわしくは左記までお問い合わせください。

問合せ先　建設課　TEL 55-7804



自主防災活動を応援

自主防災組織活動補助金制度

4月から、町に登録されている自主防災組織に対して補助金を交付する、自主防災組織活動補助金制度を開始します。

▼自主防災組織活動補助金

【交付対象】
年2回以上訓練及び研修会を実施した自主防災組織

【補助額】
訓練及び研修会参加者の合計人数　100人以上　2万円
訓練及び研修会参加者の合計人数　100人未満　1万円
※年度1回の申請にて補助金を交付します

▼防災資機材整備費補助金

【交付対象】
町に登録されている自主防災組織

【補助額】
・防災資機材の整備に係る費用の2分の1の補助
・各自主防災組織年度1回の申請とし、補助上限5万円とする。

問合せ先　総務課　TEL 52-2111

琴浦町雇用促進奨励

助成金事業が変更に

この事業は、雇用機会の拡大と雇用環境の充実を図るため、事業者を対象に助成金の交付を実施していましたが、4月から、雇用対象者を正規の従業員に変更し、左記のとおりとして行います。

【対象事業者】
（1）町内に事業所を有する事業者
※国の機関、地方公共団体及び社会福祉協議会は除く
（2）町税を納期限までに完納している事業者
（3）琴浦町内に住所を有する者を、平成24年4月1日以降に正規の従業員として採用し、次のいずれにも該当する雇用を行った事業者
ア　6カ月以上雇用していること
イ　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させていること
※社会保険の強制適用事業所でない場合は除く

【助成金額】
雇用1人につき20万円

助成を受けるには、申請が必要です。従業員を雇用した日から6カ月経過後、60日以内に所定の申請用紙で申請をしてください。

問合せ先　商工観光課　TEL 55-7801

高齢者福祉制度の紹介

外出支援サービス（タクシー料金償還払）事業を始めます

平成24年度から、バスや列車を利用することが困難な高齢者が、居宅から医療機関などへの入退院（所）時にタクシーを利用する場合に費用の一部を助成します。

【対象者】

琴浦町にお住まいの方のうち町民税非課税世帯に属し、つぎの①または②の要件を満たす方

①65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者世帯またはこれに準ずる世帯

②介護保険第2号被保険者のうち、町長が認める方

【助成内容】

県内の医療機関への入退院または介護施設への入退所など（介護施設などの一時帰宅で、介護保険の算定に係るもの及び施設の規定で供されるものは除く）において、県内で営業するタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。

【利用限度】

1カ月あたり4回以内（片道で1回と計算）

【助成額】

1回（片道）のタクシー利用につき支払金額の2分の1

※100円未満切捨

※上限3，000円。重度障がい者タクシー料金助成事業との併用は不可

【申請方法】

タクシー料金の領収書、医療機関または介護施設などの入院（所）を証する書類（領収書または入所契約書）、印鑑を持参のうえ、福祉課または分庁総合窓口係へ申請してください。

はり・きゅう及びマッサージ施術費助成事業

平成24年度から、本事業の対象者が「町民税非課税の方」から「町民税非課税世帯に属する方」へ変更になりました。これにより今後は申請される本人を含め世帯構成員全員が町民税非課税の方であることが条件となります。

内容はつぎのとおりです。

【助成の内容】

はり・きゅう・マッサージを受けた時に支払う施術費用の一部を助成します。

【対象者】

75歳以上で町民税非課税世帯に属する方

【助成の方法】

助成券を交付します。

※1年に12回以内

※1回につき千円（施術費が千円に満たない場合は全額）

【実施機関】

はり・きゅう・マッサージの免許取得者が経営する鳥取県内の施設

【申請方法】

印鑑を持参のうえ、福祉課または分庁総合窓口係へ申請

申請・問合せ先

福祉課 TEL 52−1706

障がい者福祉制度の紹介

重度障がい者タクシー料金助成事業

この事業は公共交通機関を利用することが困難な重度の障がいのある方に対し、通院や社会参加促進のためタクシー券を交付するものです。

【対象者】

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方

【助成内容】

1カ月あたり500円のタクシー券2枚を交付

なお、申請月によって交付枚数は異なります（4月：24枚、5月：22枚、6月：20枚……以降ひと月経つ毎に2枚ずつ減）

【申請方法】

印鑑と手帳を持参のうえ、福祉課または分庁舎総合窓口係へ申請してください。

心身障がい者医療費助成事業

特別医療の対象とならない身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級の所持者（生活保護被保護者・後期高齢者医療被保険者を除く）で、町民税非課税の方に対し、医療費（医療保険対象のみ）の自己負担額の2分の1を助成します。

申請・問合せ先

福祉課 TEL 52−1706

地域の力でまちを活性化
～活動団体を応援します～

町や県、鳥取中部ふるさと広域連合では、地域の活性化や住みよいまちづくりに取り組む活動団体などを支援する事業を行っています。魅力あるまちづくりへ向けて、多数の応募をお待ちしています。

琴浦町輝け地域支援事業費補助金

町内で地域の活性化、創造性豊かな人づくりなどの取組みを主体的に行う団体などの活動を支援します。

【対象】

主に町内で活動するボランティアグループやＮＰＯ、公益法人、自治会、企業など

【支援の対象となる活動】

先進性、先駆性などアイデアがある公益的、社会貢献的な活動で、事業を提案する団体自らが実施する活動

【支援対象活動の例】

・伝統芸能の保護や継承
・地域資源と人材を活かした新しいビジネスの立ち上げ
・公共空間の景観づくり
◎結婚に向けた支援活動（婚活事業）

【主な支援の内容】

・補助率3分の2（上限20万円）
◎婚活支援事業は、補助率10分の10（上限１００万円）

【審査方法】

提案書による書類審査と審査員へのプレゼンテーションにより事業の採択の可否を決定


昨年度の輝け地域支援事業の審査会の様子

協働事業提案制度

快適な住民生活を実現するために、町が抱える課題等の解決に向けた事業を提案団体から提案していただき、町民と町が協働して取り組む制度です。

事業の提案があった団体に町が委託し、提案団体と町が協働して事業を行います。

【応募資格】

町内に事務所及び活動場所を有する地域活動団体、町民活動団体、企業など

【対象となる事業】

・公益的で町民の満足度が高まり、具体的な効果及び成果が期待できる事業
・地域課題または社会的課題の解決を図る事業

【支援の内容】

・一事業につき上限50万円で委託

申請・問合せ先
企画情報課　TEL 52－1709

鳥取力創造運動推進事業

県内で活躍する人材・豊かな地域資源などを最大限発揮する力＝『鳥取力』で地域の活性化を行う活動に対し支援します。

【支援の対象団体】

地域づくりに意欲があり、県内に事業所及び活動場所を有する活動団体（ボランティアグループやＮＰＯ、公益法人、自治会、企業など）

【支援の内容】

事業の種類・内容に応じて10～５００万円

申請・問合せ先
鳥取県未来づくり推進局
鳥取力創造課
TEL（0857）26－7071
FAX（0857）26－8111
メールアドレス
tottoriryoku@pref.tottori.jp

やらいや中部！実践者養成事業

中部地域の活性化を目的に、意欲あふれる住民の皆さんの活動に対して、支援金を支給します。

【対象団体】

企業、団体、ＮＰＯなど（法人格の有無不問）

【対象事業】

中部地域の活性化に資するソフト事業

【支援金の交付額】

区分Ⅰ　上限10万円
区分Ⅱ　上限30万円

【申請期限】（第1回募集）
4月12日（木）
午後5時（必着）

申請・問合せ先
鳥取中部ふるさと広域連合
事務局中部発信課
TEL 36－5233

ポイントをためながら楽しく健康づくり

ことうら健康ポイントラリー事業がスタート

町では、今年度から楽しみながら、健康への関心を高めてもらうきっかけづくりとして、町が実施する各種健康診査、がん検診、健康教室などの健康づくり事業に参加された方にポイントをさしあげる「ことうら健康ポイントラリー事業」を実施します。

事業の概要

町が行う健康づくり事業（右表参照）に参加した町民の方にポイントシールとシール台紙を発行し、取得したポイント数に応じた記念品を抽選によりお贈りします。

抽選方法

年間を通して応募を受け付け、年度末の３月末日に抽選を実施します。

各ポイントに応じて『ことうら商品券』を記念品として贈ります。

（当選発表は記念品の発送をもってかえさせていただきます）

問合せ先　健康対策課　TEL 52－1705

記念品

５ポイント：千円分商品券×20本
10ポイント：２千円分商品券×25本
20ポイント：３千円分商品券×10本

対象事業

※各健診・教室など、どの項目でも１回受診または参加するごとに１ポイントとなります。

各種健診	○基本健診・特定健診・後期高齢者健診・人間ドック健診 ○セット健診時各種がん検診・医療機関委託がん検診・地元で実施大腸がん検診・結核肺がん健診・肝炎ウィルス検査 ○成人ふしめ歯科健診・妊婦歯科健診・１歳６カ月児健診時の保護者歯科健診
健康教育・相談・その他	○特定保健指導 ○部落健康教室・ヘルシークッキング・事業所健康教室など ○定例健康相談 ○母子保健事業：赤ちゃん健診・１歳6カ月児健診・３歳児健診・５歳児健診・乳児相談・離乳食講習会・２歳児子育て相談・歯みがき教室 ○その他事業：ぽかぽかサロン・献血・ウォーキング大会・健康づくり推進員研修会・食生活改善推進員研修会・その他の健康対策課が実施する健康に関する講演会・大会

ファミ・サポ利用券でお試し利用してみませんか？

ファミリー・サポート・センター（ファミ・サポ）は、子育ての「援助を受けたい方（依頼会員）」と「援助をしていただける方（提供会員）」を結ぶ会員組織です。現在会員は114人で、随時募集しています。

今年度は、利用促進のために依頼会員の方に千円分の利用券を発行します。

利用券は、6月から発行する予定です。この機会にファミ・サポを体験してみませんか？

ファミ・サポ　援助の仕組み

1. 会員登録
事前に会員登録をします。

→

2. 援助依頼
ファミ・サポセンターへ電話します。

→

3. 連絡調整
アドバイザーが、依頼会員と提供会員の日時等の調整をします。

→

4. 事前打合せ

→

5. 援助

▼利用にかかる費用は下表のとおりです。ぜひ利用券をご利用ください。

	最初の１時間あたり	１時間を越えての30分ごと
１人	500円	250円
２人目以降１人につき（兄弟、姉妹に限る）	250円	125円

※報酬は依頼会員と提供会員において直接の受渡しになります。
※食事（ミルク）代、おやつ代などは依頼会員が実費で支払います。

申込・問合せ先：琴浦町ファミリー・サポート・センター（釣保育園内）
TEL 090-8066-5252

「琴浦さん」でまんが王国に参画!!

日本のマンガやアニメが、海外では「クール・ジャパン（※）」として高い評価を受けていることを皆さんご存知でしょうか？

鳥取県では、地域づくりや観光誘客への取り組みの一環として、「まんが王国とっとり」を推進しており、11月には第13回国際マンガサミットの開催も決まり、今後の展開が期待されます。

鳥取県出身の漫画家、水木しげるさん（境港市）や青山剛昌さん（北栄町）は皆さんもよくご存知だと思いますが、琴浦町も決して〝マンガ〟と無縁ではありません。ｗｅｂマンガ（インターネットで見られるマンガ）で人気の「琴浦さん」です。今後、まんが王国の推進に向け、マンガ「琴浦さん」と琴浦町はさまざまなタイアップを行っていきます。第一弾として今月から琴浦町オリジナルストーリー、琴浦町ミステリーハンター編がスタートしました。

今後の展開を楽しみにしていてください。

琴浦町ミステリーハンター編01





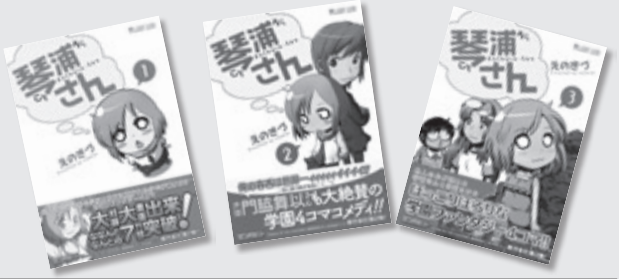
著者の『えのきづ』です、こんにちは。
インターネットで琴浦を検索すると町の情報以外に変な漫画のサイトがひっかかることに気がつかれた方、いらっしゃるかと思います。
私の仕業です、本当に申し訳ございません。
いつか町の方に怒られるのではとビクビクしていたのですが、意外にもお仕事を頂けることになってしまいました。

（※）クールジャパン … 日本の文化面でのソフト領域が国際的に評価されている現象。
具体的にはゲーム・漫画・アニメなどをさす場合が多い。

「琴浦さん」とは…

人の心が読める少女「琴浦春香」と、春香のクラスメート真鍋義久、そしてそれを取り巻く仲間達との日常を描いた４コマ漫画。

ウェブコミック掲載サイト『マンガごっちゃ』（マイクロマガジン社）にて、『琴浦さん漫画』の名前で連載されており、現在３巻まで単行本が発売中。



琴浦さんが見られるWEBサイト　http://mangag.com/



新しい園舎に元気な子どもたちの歌声が響いた

地域に愛されるこども園に
やばせこども園竣工式･完成見学会開催

今月に開園する町内初の認定子ども園「やばせこども園」の竣工記念式典を３月14日に完成した園舎で行いました。式では、園児の合唱や新しい園歌が作曲者のピアノ演奏により披露され、会場は和やか雰囲気に包まれました。

園歌は、藤原泰江さん（上釣）が作詞し、八橋出身のピアニスト、新田恵理子さんが作曲したもので、明るく元気な仲間をコンセプトに作られています。

また、３月18日には、一般の方を対象に完成見学会を開きました。訪れた人々は、県産材を使用した園舎を見て回り、「木の温もりが感じられていいですね」などと感想を述べていました。

TPP問題などの研修を行う
認定農業者協議会総会及び研修会

琴浦町認定農業者協議会の総会及び担い手農業者研修会を２月20日、まなびタウンとうはくで開きました。総会では、大山町・北栄町・琴浦町の認定農業者交流事業の継続や、研修を深めていくことを確認しました。

総会後に行った研修会では、小林一鳥取大学副学長が「TPPの動向と日本農業」と題して講演をされました。小林副学長は「TPPに対する国民の関心は、参加により国内経済が成長し、景気・雇用の回復、生活の向上が実現するのかというところです」と述べられ、さらに、今後に向けては「国民的議論の取組み、内需拡大型政策の重視とデフレ克服、アジアを基盤にした貿易の展開が日本にとって重要です」と政策転換を示されました。



開会のあいさつを述べる大石琴浦町認定農業者協議会長



真剣にテキストに向き合う日本語クラス生徒

みんなで勉強しながら日本語を習得
外国出身者向けの日本語クラス

町は、今年１月から町内在住の外国出身の方を対象に、日本語の読み書きや会話を勉強する日本語クラスを開催し、３月21日で、全11回のクラスが終了しました。クラスに参加した生徒たちは「日常会話コース」「漢字コース」に分かれて、先生と日本語ボランティアから日本語を教わりました。

レッスンでは各自のレベルに合わせて、毎回新しいテキストに挑戦し、最終レッスンでは参加者同士が、「言葉の意味がたくさん分かるようになりました」「いろいろな場所で日本語会話の輪に入る勇気が出てきました」など、勉強の成果を報告し合いました。

次回は５月２日（火）から15回開催します。

【保存版】平成24年度 町税等納期一覧表

納期月		税目 ＼ 納期限（振替日）	町県民税（普通徴収）	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税（普通徴収）	介護保険料（普通徴収）	後期高齢者医療保険料（普通徴収）
平成24年	4月	5/1（火）			全期			
	5月	5/31（木）		1期	自動車税（※県税）			
	6月	7/2（月）	1期			1期	1期	
	7月	7/31（火）		2期		2期	2期	1期
	8月	8/31（金）	2期			3期	3期	2期
	9月	10/1（月）				4期	4期	3期
	10月	10/31（水）	3期			5期	5期	4期
	11月	11/30（金）				6期	6期	5期
	12月	12/25（火）		3期		7期	7期	6期
平成25年	1月	1/31（木）	4期			8期	8期	7期
	2月	2/28（木）		4期				8期

収納取扱先

◎役場
- ・出納室（東伯本庁舎）
- ・分庁総合窓口係（赤碕分庁舎）

◎金融機関（順不同）
- ・山陰合同銀行　・鳥取銀行
- ・鳥取中央農業協同組合
- ・倉吉信用金庫　・米子信用金庫
- ・鳥取県信用漁業協同組合連合会
- ・ゆうちょ銀行/郵便局（中国5県に限る）

お問合せ先

○納付について
・税務課　徴収係
電話 52−1712

○課税内容について
・税務課　課税係/評価係
電話 52−1702

町税等に関するワンポイントメモ

【町県民税・国民健康保険税】
- 未申告の場合、所得証明書が発行できません。
- 国民健康保険税の軽減が該当しない場合がありますので必ず申告をしてください。

【国民健康保険税】
- 本人や家族の方が健康保険から国民健康保険に加入される場合は、退職証明書または離職証明書を、社会保険に加入された場合は、健康保険証を健康対策課に必ず持参して加入及び脱退の手続きをしてください。

【軽自動車税】
- 毎年4月1日現在で、オートバイ・軽自動車・小型特殊自動車を所有している方に1年分の税金がかかります。　※月割課税ではありません



【固定資産税】
- 毎年1月1日現在で、不動産（土地・建物）の所有者に税金がかかります。土地利用の変更、建物を取壊し、新築、増築した場合は手続きをしてください。
- 不動産の所有者（名義人）が亡くなられた場合は法務局で相続登記をお願いします。

★納付は便利で確実な口座振替をご利用ください!!

口座振替を希望される金融機関窓口で「口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。
【必要な物】・預（貯）金通帳・通帳の届出印・納付通知書 ※「口座振替依頼書」は金融機関窓口または役場窓口にあります。

※ご家庭の見やすいところに貼るなどしてご利用ください。

平成24年度　町内スポーツ行事年間予定表

月	日	行　事　名
4	1	**町春らんまんソフトバレー大会**
		町民春季ゴルフ大会
	7	**町スポーツ少年団結団式**
	15	（八橋グラウンド・ゴルフ大会）
		（古布庄グラウンド・ゴルフ大会）
	20	**体協グラウンド・ゴルフ東伯大会**
	30	（浦安グラウンド・ゴルフ大会）
5	7	**町春季ゲートボール大会**
	12	**琴浦町ナイター野球リーグ**
	11	**体協グラウンド・ゴルフ赤碕大会**
	13	（安田グラウンド・ゴルフ大会）
		（下郷女性グラウンド・ゴルフ大会）
		町春季野球大会
		（八橋ぶらりウォーキング）
	19	**町長杯争奪卓球大会（中学生）**
	20	〃　**（小学生・一般）**
		町テニス大会
		（浦安ペタンク大会）
	27	（以西ゴルフ大会）
		町キッズサッカーフェスティバル
		（古布庄親善ゴルフ大会）
6	3	**町スポーツ・レクリエーションin琴浦**
	10	**町民夏季ゴルフ大会**
	17	（下郷ソフトバレー大会）
		（以西バレーボール大会）
		（八橋ソフトバレー大会）
		（古布庄ソフトバレー大会）
	24	（浦安ソフトバレー大会）
		（上郷親善ソフトバレー大会）
7	7～8	**東伯郡民体育大会**
	14～15	
	16	（八橋浜まつり　綱引・ビーチフラッグ他）
	21	（浦安インディアカ大会）
8	14	（八橋盆ソフトボール大会）
		（赤碕盆ソフトボール大会）
		（以西盆ソフトボール大会）
	15	（浦安盆ソフトボール大会）
		（成美ソフトボール大会）
	19	（安田ソフトボール大会）
		（下郷ソフトボール大会）
9	9	（下郷高齢者と小学生のグラウンドゴルフ交流）
	16	（安田小・安田地区合同運動会）
		（以西小・以西地区町民運動会）
		バウンスボール大会
	22	**中部地区駅伝競走大会**
	23	**町駅伝競走大会**
	30	（八橋・浦安・下郷・上郷・古布庄地区町民運動会）

月	日	行　事　名
10	7	（赤碕・成美地区町民運動会）
	14	**町秋季ソフトボール大会**
	21	（以西グラウンド・ゴルフ大会）
		町秋季野球大会
		オープンテニス大会
		町キッズサッカーフェスティバル
	27～28	**県民スポーツレクリエーション祭秋季大会**
	28	**町民秋季ゴルフ大会**
11	2	**町秋季ゲートボール大会**
	3	**町民体力づくりウォーキング**
	10･11	米子一鳥取間駅伝競走大会
	11	（古布庄二人三脚駅伝）
		（下郷グラウンド・ゴルフ大会）
	18	**町総合バドミントン大会**
	中旬	（成美ペタンク大会）
	未定	**町剣道、銃剣道大会**
	25	（安田バレーボール大会）
		町ソフトバレーボール大会
12	2	**町９人制バレーボール大会**
	9･16	**町バスケットボール大会**
1	1	**町元旦マラソン＆ウォーキング大会**
	6	**東伯武道館鏡開き**
	14	**町新春フットサル大会**
	13･20	**町バスケットボール大会**
	19	**スキー＆スノーボード教室**
2	3	（八橋卓球大会）
		（浦安卓球大会）
		（下郷親善卓球大会）
		（古布庄卓球大会）
		（赤碕卓球大会）
		（以西卓球大会）
	10	（上郷卓球大会）
		（成美卓球大会）
		県民スポーツレクリエーション祭冬季大会
	17	**体力づくりスポレク祭(スポンジテニス他)**
	24	**町体育協会表彰式**
3	2	（赤碕子ども卓球大会）
		（以西スポーツ少年団伝達式）
	3	**町卓球大会**
	10	（東伯校区ソフトバレー大会&ニュースポーツ講習会）
	3～4月	**小学生すもう教室**

《各　種　教　室》

4/14～ 3/23（第2・4土曜日）	琴浦陸上教室
4/14～ 3/23（毎週土曜日）	柔道教室
6/10～7/29	キッズ水泳教室
8/18～9/29（毎週土曜日）	**町ソフトテニス教室**
8/23～9/27（毎週木曜日）	**体力づくり教室**
1/19（土）	スキー＆スノーボード教室
3/20～4/17（毎週水曜日）	小学生すもう教室

（　　）内は各地区公民館が主催する行事　※都合により日程変更になる場合があります。

国保・後期高齢者医療被保険者 人間ドック受付を開始

琴浦町国民健康保険・後期高齢者医療制度では、一定の年齢に到達する方を対象に、人間ドック受診費用の一部を助成しています。受診をご希望の方は、早めにお申し込みください。

【対象者】
今年度中につぎの年齢に達し、保険税（料）が納付済であるなどの要件を満たす方
・国保　40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳
・後期高齢者医療　76歳

【定員】（先着順）
国保150人、後期高齢者医療30人

【申込期間】
4月9日（月）～6月29日（金）
※定員になり次第受付終了

【受付窓口】健康対策課及び分庁総合窓口係

【受診について】
人間ドックの検診項目には特定健診（後期高齢者健診）が含まれるため、特定健診などとの重複受診はできません。人間ドックを受けられる場合は、決められた受診項目は全て受診してください。

問合せ先　健康対策課　TEL 52－1705

○国保高齢受給者証は届いてますか

現役並み所得者を除く70歳から74歳の方の医療費の自己負担割合が2割負担となるのに伴い、1割負担のまま据え置く、軽減特例措置が設けられています。この措置期間は平成25年3月31日まで継続されます。

対象者には、3月中に期間を更新した高齢受給者証を送付していますので、4月からは新しい受給資格証をお使いください。

なお、3割負担（現役並み所得者）の方は変更ありません。

○4月から限度額認定証が外来でも使用できます

4月から高額な外来受診を受けたとき、限度額適用認定証を提示すれば、ひと月の医療機関などの窓口での支払いが、一定の金額までにとどめられます。

70歳未満の方と70歳以上の非課税世帯等の方は、事前に医療保険者から限度額認定証等の交付を受ける必要があります。

問合せ先　健康対策課　TEL 52－1705

奨学資金の借受希望者を募集

町では、琴浦町民で経済的な理由で高校や各種学校及び大学に就学することが困難な学生及び生徒に対し奨学金、入学資金を無利子で貸し付けています。

【資金の種類】林原育英奨学金、大学等入学資金
【対象】高校生、専門学校生及び大学生
※ほかの奨学金を受けている場合はご利用になれません。
【申請期限】5月14日（月）
※申請書は教育総務課に置いているほか、町ホームページからも印刷できます。
申請方法などくわしくは下記までお問い合わせください。

申請・問合せ先　教育総務課　TEL 52－1160

ひとり親家庭入学支度金
申請受付けは4月10日（火）まで

4月に、小・中学校に入学されるお子さんのいるひとり親家庭に、入学支度金を支給します。

【対 象 者】
小・中学校入学生を養育し、平成22年分所得税が非課税の方（生活保護世帯は除く）
【支 給 額】1人1万円
【申請期限】4月10日（火）
【申請に必要なもの】
平成22年分給与所得源泉徴収票または平成23年度課税証明書

申請・問合せ先
町民生活課　TEL 52－1704

平成23年度
琴浦町体育協会表彰式
1年間の活躍を称え

琴浦町体育協会表彰式を2月26日、まなびタウンとうはくで行いました。長年、町の体育振興に尽力された人や、平成23年に全国大会・中国大会・県大会・中部大会などで優秀な成績を収められた人など、175人と49団体が表彰を受けました。
受賞されたみなさんはつぎのとおりです。（敬称略、小・中学生は大会開催日の在籍校を記載）


受賞者を代表して謝辞を述べる高力由紀子さん

体育功労賞

谷本　憲明　（竹内）
前琴浦町体育指導委員
高力由紀子　（高岡）
前琴浦町体育指導委員

優秀指導者賞

澤田　栄　（出上）
体協バレーボール部員、赤碕中学校男子バレーボール部 指導、体協赤碕婦人バレーボール 指導
野間田澄幸　（赤碕）
体協陸上部部長
米田　尚　（八橋）
体力つくり代表

最優秀スポーツ賞

【レスリング】
前田　祐也　（八幡）
【相撲】
大田　飛竜　（槻下）
中島　望　（八橋）
谷本　将也　（八橋）

優秀スポーツ賞

【水球】
山根　拓也　（西宮）
【陸上】
福田　捺樹　（松谷）
石賀　早紀　（八橋小学校）
山本亜利沙　（東伯中学校）
【ラグビー】
川村　亮太　（赤碕）
【弓道】
灘尾　遥　（槻下）
【ソフトボール】
佐伯　彩桂　（八橋）
【空手】
上田　悠貴　（浦安小学校）

スポーツ賞

【山岳】
石橋　聡彦　（釛）
【自転車】
門脇　大地　（釛）
金田　聡士　（上伊勢）
【陸上】
美柑　有希　（丸尾）
森　杏滋　（成美小学校）
横山　幸哉　（山田）
小倉　健尊　（下伊勢）
香川　龍生　（東伯中学校）
谷岡　景子　（東伯中学校）
髙橋　香帆　（赤碕小学校）
東原　彩竜　（浦安小学校）
定常　莉奈　（八橋小学校）
赤碕小・陸上6年男子リレー
【弓道】
米村　祥希　（中尾）
【ソフトボール】
石前　遙　（下伊勢）
高松　賢汰　（八橋）
米原　雅人　（逢束）
大田　有紀　（徳万）
浪花　知夏　（八橋）
東伯中学校ソフトボール部
【バドミントン】
山田　楽翔　（浦安小学校）
川本　壮真　（古布庄小学校）
米田　翔平　（東伯中学校）
東伯バドミントンスポーツ少年団
【相撲】
酒本　幸人　（浦安小学校）
中原　航大　（浦安小学校）
古田　知也　（東伯小学校）
大田　羅聞　（浦安小学校）
酒本　周人　（浦安小学校）
浦安小学校相撲
【水泳】
角　豪紘　（東伯中学校）
【卓球】
中本　幹子　（赤碕）
井上　允子　（赤碕）
森田　真幸　（釛）
山下　侑花　（森藤）
中村　琢実　（法万）
中西　大樹　（逢束）
【ラグビー】
山本　純也　（八橋）
家森　成哉　（三保）
高野　史嗣　（別宮）
倉光　博敬　（釛）
古田　大晃　（倉坂）
馬野　幹司　（三本杉）
小倉　綾介　（公文）
八橋小学校タグラグビー
【空手】
上山　夏子　（東伯中学校）
上山　諒子　（浦安小学校）
上田紗弥加　（浦安小学校）
池本晃一郎　（浦安小学校）
【柔道】
中原　翔大　（東伯中学校）
福本　浩志　（成美小学校）
中原　雄大　（浦安小学校）
【剣道】
河本　和樹　（田越）
東伯剣道スポーツ少年団
【アーチェリー】
岩本　浩平　（徳万）
林原　知史　（八橋）
【ソフトテニス】
押本　健人　（八橋）
【野球】
隠岐　隼人　（赤碕）
古山　雅幸　（杉地）
谷口　大介　（山川）
福本　諒　（東桜ヶ丘）
【ドッジボール】
浪花　泰史　（浦安小学校）
【駅伝】
体協陸上部琴浦A

【バレーボール】
体協バレー部成年女子
体協バレー部成年男子

スポーツ奨励賞

【ラグビー】
松下　壮（八橋）
祇園　直毅（赤碕）
森長　政博（浦安）
八橋小学校タグラグビー
【ボード】
川中　聡美（竹内）
【アーチェリー】
岩本　浩平（徳万）
尾崎　有佳（大父）
【柔道】
福本　美穂（赤碕）
福本　美樹（赤碕中学校）
門田実千宏（浦安小学校）
奥田汰久斗（東伯小学校）
【水泳】
大森祐太朗（赤碕中学校）
山本　幸子（下伊勢）
福本　敏美（出上）
稲田　明美（赤碕）
澤田　健太（出上）
小塩　智恵（赤碕）
姫田　将吾（赤碕）
眞山　桜子（赤碕中学校）
明石健太郎（八橋小学校）
坂本　真一（浦安小学校）
上田　悠貴（浦安小学校）

青木　優奈（赤碕小学校）
米澤　恵（八橋小学校）
横山ひとみ（八橋小学校）
中原　遼（浦安小学校）
福木　拓人（八橋小学校）
体協水泳部成年男子
赤碕中・郡体水泳リレーチーム
赤碕中学校水泳部男子
八橋小・5年水泳リレーチーム
【陸上】
田村帆野佳（東伯中学校）
川崎　愛実（東伯小学校）
八塚　玲奈（浦安小学校）
米田　涼（八橋小学校）
山根　悠（赤碕中学校）
入江　美波（東伯小学校）
林原　桃華（赤碕小学校）
山脇つばさ（八橋小学校）
浪花　大夢（八橋小学校）
谷本　美聡（八橋小学校）
坂本　裕紀（以西小学校）
橋谷　優奈（浦安小学校）
石賀　翔伍（八橋小学校）
川崎　健作（保）
中原　大輔（八橋）
野間田澄幸（赤碕）
山形　哲也（三保）
福本　吾弥（出上）
入江　誠一（別所）
池田　隆政（赤碕）
谷岡　眞史（丸尾）
盛山　和宏（槻下）

木山　健一（逢束）
那須　昭仁（山川）
小川　匡（宮木）
高尾　大吉（赤碕）
三浦　慶太（赤碕）
青木　敦美（赤碕）
井田　康江（笠見）
田中　洋子（八幡）
永井　秀和（東伯中学校）
山本　直希（赤碕中学校）
赤坂　将輝（東伯中学校）
中井　健太（赤碕中学校）
手嶋　海斗（東伯中学校）
亀本　梨央（東伯中学校）
永田　一輝（安田小学校）
石丸ゆき乃（浦安小学校）
勝部恵美梨（八橋小学校）
田中夏伽利（赤碕小学校）
田中　千尋（赤碕小学校）
黒田　凌（浦安小学校）
田中　光（八橋小学校）
小西慶太朗（八橋小学校）
前田　樹璃（八橋小学校）
高塚　圭（安田小学校）
東伯中学校陸上部女子
八橋小・陸上男子リレー
赤碕小・陸上5年女子リレー
八橋小・陸上女子リレーチーム
赤碕小・6年陸上リレーチーム
赤碕小・陸上男子リレー
赤碕小・陸上6年女子リレー
八橋小学校クロスカントリー

体協陸上部
【陸上・水泳】
三原　涼（赤碕小学校）
遠藤　彦輝（赤碕小学校）
【バドミントン】
坂根　亜美（古布庄小学校）
﨑山　京香（八橋小学校）
橋本　愛（倉坂）
松井　愛莉（上伊勢）
山根　早貴（八橋小学校）
横山　愛莉（八橋小学校）
戸田　亜弥（浦安小学校）
東伯バドミントンスポーツ少年団
【相撲】
横山　愛莉（八橋小学校）
徳丸　萌恵（古布庄小学校）
石田　暖莉（八橋小学校）
小谷　有香（古布庄小学校）
種子　理久（八橋小学校）
福井　沙蘭（八橋小学校）
手嶋　大樹（東伯小学校）
谷本　俊也（八橋小学校）
小川　明夏（以西小学校）
井木　絢香（八橋小学校）
藤田　凪（八橋小学校）
大田　斗葵（東伯中学校）
八橋小学校相撲
東伯小学校相撲
【卓球】
竹中　寛樹（保）
東伯中学校卓球部女子

東伯中学校卓球部男子
赤碕中学校卓球部男子
【バレーボール】
赤碕中学校バレー部男子
体協バレー部成年男子2部
赤碕バレー男子スポーツ少年団
【サッカー】
成美サッカースポーツ少年団
赤碕中学校サッカー部
【ハンドボール】
白水　裕也（八橋）
小倉　理香（大杉）
【野球】
大林　秀（松谷）
東伯中学校野球部
赤碕中学校野球部
赤碕安田野球スポーツ少年団
【空手】
木山　雄太（浦安）
光浪　一心（東伯小学校）
【剣道】
小谷　沙楓（赤碕小学校）
岡田　拓郎（東伯中学校）
東伯中学校剣道部
体協剣道部
赤碕剣道スポーツ少年団
【ソフトボール】
町体協ソフトボール部男子
町体協ソフトボール部女子
【ドッジボール】
以西小学校ドッジボール

チームサプライズ・総体Aが優勝

町卓球大会

町卓球大会を3月4日、農業者トレーニングセンターで開き、小学生から高齢者までおよそ200人が参加し、熱戦が繰り広げられました。

団体戦には25チームが参加し、一般の部ではチームサプライズが、交流の部では、総体Aが優勝を飾りました。

主な結果はつぎのとおりです。

（敬称略、個人戦は優勝者のみ）

団体戦

【一般の部】

優　勝　チームサプライズ

準優勝　下伊勢西

第3位　愛球会・セブンキララ

【交流の部】

優　勝　総体A

準優勝　トレセングルメA

第3位　駅前ピンポン・琴浦テニス

個人戦

【小学生男子の部】

小学2年生以下の部

優勝　金田泰輝（赤碕）

小学4年生の部

優勝　土井晃大（赤碕小学校）

小学5年生の部

優勝　黒田　凌（浦安小学校）

【小学生女子の部】

小学2年生以下の部

優勝　河坂美穂（みどり保育園）

小学3年生の部

優勝　黒田　琳（浦安小学校）

小学4年生の部

優勝　酒本海遊（浦安小学校）



一般の部、優勝のチームサプライズ



交流の部、優勝の総体A

自衛隊に5人入隊・入校

自衛隊入隊・入校予定者を激励



3月8日、自衛隊入隊・入校予定者の激励会が役場本庁舎で行われ、琴浦町から入隊する3人、高等工科学校に入校する2人のあわせて5人が出席しました。

町長、自衛隊倉吉地域事務所の久米所長、琴浦町自衛隊友の会の山下会長が「入隊おめでとう。心身ともに厳しいこともあろうかと思うが、体に気をつけて、地域や家族の期待に応えられる立派な自衛官になってください」と激励しました。

中には、昨年の震災での自衛隊の活躍を見て自衛官を志した入隊者もいて、「自分もこの国のために何か役立つことをしたいと思い、自衛官を志願しました。国の安全を守り人の役に立てるよう、一生懸命頑張りたい」と元気に決意の言葉を述べました。

＝入隊者紹介（敬称略）＝

石橋聡彦（釛）、前田篤志（八幡）

大谷祐策（赤碕）、福本　力（出上）

岩見雄喜（逢束）

文化活動体験講座を開催する文化団体等を応援

町は、町民が芸術・文化を体験できる機会を提供するとともに、新たに文化活動を行う人を増やすため、文化活動体験講座の開催などに取り組んだ文化団体に補助金を交付します。

交付の対象

平成24年度中に町内で文化活動の体験講座を開催する文化団体など

補助金の額

1団体あたり1万円

問合せ先　社会教育課　TEL 52−1161

公民館コーナー

このコーナーでは毎月、公民館の活動などを掲載します。

安田地区

水曜道くさお習字クラブ



安田地区公民館では毎週水曜日に、水曜道くさお習字クラブを開いています。

これは安田小学校の児童を対象に、下校の早い水曜日に公民館で宿題をしたり友達と遊んだりできないかと、地域のボランティアの呼びかけにより始まったもので、現在20人の児童が通っています。また、永田美鶴さん（下市）の指導による習字教室を同時に行っています。

「子どもが『楽しかった』と家に帰って話してくれます」という保護者からの声に、今後も活動を通して子どもの成長を地域で支え、見守っていきたいと思っています。

赤碕地区

わくわくキッチン



平成23年度の放課後子ども教室わくわくキッチンの修了式を、3月10日に行いました。毎年、修了式では子どもたちが献立を決め、買い物をすることになっていて、2月から準備を始め、この日を迎えました。

料理に取りかかると、上級生がリーダーとなって自主的に動き、下級生を助けながら、ロールキャベツ、野菜スープ、ブラウニーの3品を完成させました。

子どもたちの誇らしげな顔に指導者も満足そうで「これからもっと料理が好きになって、家族にも作ってあげてほしい」と声をかけました。

●各地区公民館紹介● ①

以西地区公民館



高力 弘 館長

当公民館は純農村地帯の地区にあり、住民が参加しやすい事業をと、年度初めに公民館運営協議会を開催し、新しい事業を取り入れながら年間の事業計画を決定します。

主な事業は、町民運動会を始めとする各種スポーツ大会、高齢者と児童とのグラウンドゴルフ交流会、ナイトウォークラリー大会を開催しています。また、女性教室での染物、エコクラフト教室、高齢者学級では講演会や野外研修会、また男の料理教室や週2回の地域安全パトロール隊活動を行っています。

新年には各区長、部長をはじめ、地区内の公職にある方々50名余での新春交流会を開催。その他協力体制として、以西スポーツ少年団、グラウンドゴルフ同好会、以西おどり保存会など側面的援助も行っております。

第1回東伯校区交流ソフトバレーボール大会

3月11日(日)
総合体育館

大会の主な結果は、つぎのとおりです。

男子の部（参加16チーム）
優　勝　三保A
準優勝　杉下A
第3位　八橋2区・上郷A

女子の部（参加8チーム）
優　勝　三保A
準優勝　三保B
第3位　八橋A・浦安



男子の部優勝　三保A



女子の部優勝　三保B

県立琴の浦高等特別支援学校の開校に向けて①

「琴の浦高等特別支援学校の概要」

旧赤碕高等学校の跡地に、琴の浦高等特別支援学校が平成25年4月に開校します。

この琴の浦高等特別支援学校について、今月からシリーズで紹介します。第1回は学校の概要です。

琴の浦高等特別支援学校は、知的障がいのある生徒に対する教育を行う高等部だけの特別支援学校で、鳥取県では初めて設置される新しいタイプの学校です。基礎的な学力や生活に必要な知識を身に付けるとともに、コミュニケーション力や適切な職業観を養いながら、3年間の教育により職業的・社会的に自立した生活ができる生徒の育成をめざします。食品衛生やビルメンテナンスなど、近年の就職状況に沿った職種に関係した施設設備を設け、実習を行いながら一般企業などで働くことができる実践的な力を付けます。職業教育に重点を置いた取組みが特色の一つです。

障がいのある生徒の就職が非常に厳しい状況にある中、職業的にも自立し、地域の中で暮らしていくことを望む保護者などからの強い声もあり、県教育審議会や関係者などからさまざまな意見を伺いながら、この学校の必要性を検討し、設置を決めたものです。

現在、耐震改修や建替えといった校舎の整備工事を行っており、入学者選抜方針の決定や教育カリキュラムの作成などと合わせて、来年度の開校に向けて準備を進めています。



改修前の旧赤碕高等学校

文：足立一穂さん（鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課高等特別支援学校準備室長）

琴浦町の文化財（最終回）

神崎神社境内地施設の棟札（むなふだ）と彫刻の下絵



古くから牛馬の守護神として広く崇敬を集めている神崎神社には、現在35枚の棟札が残っています。棟札というのは、建物を新築または再建、修理した際に、施主や大工の名前、年号を記した板のことで、棟木や梁など建物内部の高所に取り付けていました。

神崎神社に現存する棟札のうち、藩政時代のものが24枚（うち5枚は判読不明、1枚は所在不明）で、明治以降のものは11枚あります。これらの棟札により、現在の本殿は、享保8年（1723）に建立された本殿を、嘉永6年（1853）に鳥取藩のお抱え大工であった小倉園三郎が再建したものであることがわかります。

さらに神崎神社には、和紙に墨書された彫刻の下絵も6枚現存しています。

これら現存する棟札と下絵は、神社建築を研究する上で貴重な資料であることから、藩政時代の本殿にかかわる棟札のうち7枚は、昭和27年に県の保護文化財に指定され、元禄15年（1702）、享保10年（1725）、享保15年（1730）、延享（えんきょう）3年（1746）、宝暦10年（1760）、天明5年（1785）、文化4年（1821）、文政4年（1821）、天保7年（1836）、嘉永（かえい）元年（1848）の11枚と彫刻の下絵は、平成2年に町の保護文化財に指定されています。

今月号で、3年間にわたり連載してきました「琴浦町の文化財」を終了することになりました。琴浦町には、まだまだ多くの文化財があります。

教育委員会には、冊子「琴浦町の文化財」があります。1冊千円でおわけしています。希望される方は社会教育課（TEL 52-1161）までご連絡ください。

シリーズ　～障がいを知り、共に生きる～　①

福祉と人権のまちづくりをめざして

平成25年4月に、知的障がいのある生徒を対象とした「県立琴の浦高等特別支援学校」が開校します。琴浦町では、福祉と人権のまちづくりをめざして、今月号から、さまざまな障がいの特性や配慮の方法、あいサポート運動について紹介していきます。

あいサポート運動

鳥取県では、障がいのある方も暮らしやすい社会を実現するため、さまざまな障がいを正しく理解し、障がいのある方へのちょっとした配慮や手助けができる「あいサポーター（障がい者サポーター）」制度を平成21年11月28日に創設しました。

私たちは、街中で赤ちゃんが泣いていても何の疑問も感じません。泣くことは赤ちゃんの自然な姿であり、それが普通のことだと「知っているから」です。

ところが、障がいのある方の行動について、どうしてそのような行動をとるのだろう、と不思議に思ってしまうことがありませんか。

障がいのない方が不思議に思えることも、障がいのある方にとってはごく普通のことであり、特別なことではありません。



鳥取県が主催する、あいサポーター研修会の様子

障がいの内容や、障がいのある方の自然な行動を「知らない」から不思議に思えてしまうのです。

まず、知ることからはじめましょう

普段、私たちが眼鏡をかけたり、お年寄りに少し大きな声でゆっくり話しかけたりするように、不自由さを補う道具や援助があれば、障がいのある方にもできることはたくさんあります。

また、社会の仕組み（人々の無理解や配慮不足）による「障がい」についても理解する必要があります。さまざまな障がいの特性や障がいのある方への必要な配慮を正しく理解することが、障がいのある方も、ない方も一緒に暮らすことのできる、あたたかい地域社会を築く第一歩となるのです。

シリーズ

『自治基本条例』って何ですか？

みなさん「自治基本条例」という言葉を耳にしたことがありますか？町は現在、自治基本条例の策定に向けて準備を進めています。

このコーナーでは、自治基本条例とは何か、どうして条例が必要なのかなど、自治基本条例に関する疑問をQ&A方式で解説します。

Q1．「自治基本条例」ってなに？

「自治基本条例」の「自治」とは、自分たちが生活している地域をどうしていくか（まちづくり）を自分たちで考え、決めること。つまり、まちづくりの主体は町民であるということです。この考え方に立って、町民と議会と町が連携・協力してまちづくりを進めることを確認し、そのための基本的なルール（原則や仕組み）を定めるものです。

一般的には、つぎの内容が盛り込まれています。

① まちづくりの基本理念や基本原則
② 町民をまちづくりの主体として位置付け、町民の権利や責任の規定
③ 町民と議会、町がまちづくりを進めるための規定
④ 町民や町民活動団体などが、まちづくりのために元気で活動することができる規定

Q2．全国の自治基本条例の制定状況は？

全国の自治基本条例制定状況
（平成24年3月現在）
制定市町村数　228団体
全市町村に占める割合13.3％

全国の市町村数
（平成24年1月現在）
1，719団体

kotoura Newsletter

このコーナーでは毎月、英語指導助手によるエッセイを、英語と日本語で掲載していきます。

人生何があるかわからない



私は先日東京で行われた友人の結婚式に出席しました。とても素敵な結婚式で多くの外国人も出席していました。花嫁は日本人、花婿はアメリカ人で、彼らは私と同じ大学で出会い、同じ寮で生活していました。最初のデートから８年が経った今、彼らは二人で新しい人生を始めたのです。式の中で誰かが花嫁に「アメリカ人と結婚してフロリダで生活するなんて考えたことありましたか」と尋ねたら、「全然ありませんでした。とても驚いています。でも、私にとっては素晴らしい出来事です」と彼女は微笑みながら答えていました。

彼女が言ったことは人生の多くの場面においてまさにその通りだと思います。自分の将来が期待していたものと全く違うものになることはよくあることです。私は日本で生活するなんて考えたこともありませんでした。ましてや先生になるなんて！でもこの出来事が私の人生をとても楽しいものにしてくれたのです。

期待していたことだけを望むのではなく、予期せぬことも受け入れるのは大切です。もしそれができれば、私たちはもっと幸せになれると思います。「これから先どんなことが起こるかわかりませんが、できないことはないのです。だから私はそれを楽しみに待とうと思います」と花嫁が私たちに話してくれたように。

From **Ellen Knuth**
文／エレン・カヌース
訳／常村　忠（東伯中学校英語教諭）

Facing the Future

I recently went to a friend's wedding in Tokyo. It was a beautiful ceremony, and also very international. The bride is Japanese and the groom is American. They met at our university, when we all lived in the same dorm. Now, 8 years after their first date, they are starting the next step of their lives together. At the party, someone asked the bride, 'Did you ever think that someday you would be married to an American and moving to Florida?' She smiled and said, 'No, it's a big surprise! But that's what makes it so wonderful.'

I think this thought is true of a lot of things in life. Often, our future turns out to be quite different from what we expected it to be. I never thought that I would someday be living in Japan. I also never expected to be a teacher! But this surprise is exactly what makes my life so enjoyable.

It's important to relax our expectations and embrace the unexpected possibilities instead. If we do this, I think we can be much happier. As the bride told us, 'I don't know what will happen, but nothing is impossible. So I'm looking forward to it!'

心の銀行に優しさを貯金しよう！
～10秒の愛フォーラム開催～



琴浦町10秒の愛フォーラムを２月26日にカウベルホールで開催しました。「10秒の愛」とは、忙しい毎日の中で忘れがちな子どもとのふれあいについて、10秒だけでも子どもと真剣に向き合おうという子育ての合言葉です。幼稚園、保育園、小学校、中学校の保護者、地域の方、町外の方も含めた参加により、今年で５回目となる講演会も熱気あふれるものとなりました。

この日は、「10秒の愛」の提唱者で、若手教師パワーアップセミナー「元気が一番」塾主宰の仲島正教さん、以西小学校ＰＴＡの井上洋子さん、県教育委員会家庭・地域教育課の福田範史さんによるトークの後、仲島さんの講演会を行いました。講演の中で仲島さんは、パワフルかつユーモアたっぷりに子育てにおける愛や自尊感情の大切さを語られ、参加者は「忘れかけていた感動を思い出した」「子育てに対する元気がもらえた」と、感動のうちに閉会することができました。

鳥取大学サイエンス･アカデミーの生中継

鳥取大学サイエンス・アカデミーを、琴浦町図書館で生中継により聴講できます。４月以降は、「安全・安心な地域づくりをめざして」と題して、現在検討中の新たな津波防災計画、震災復興の状況など最新の話題満載の講演です。

開催日	内　　容
4月14日	巨大地震による液状化と津波被害を考える
4月28日	原子力発電所事故と放射線影響 ～福島の教訓を鳥取で生かすために～
5月12日	地域防災力の向上化に対する自助公助の役割
5月26日	鳥インフルエンザウイルスと野鳥
6月 9日	感染症予防のための備え（仮題）
6月23日	電流の流れやすさ・流れにくさから地震の発生場を探る（仮題）

と　　き　第２･第４土曜日　10：30～12：00
と こ ろ　琴浦町図書館本館内　対面朗読室
問合せ先　琴浦町図書館本館　TEL 52－1115
鳥取大学研究・国際協力部 社会貢献課
TEL（0857）31－6777

募　集

国 税 専 門 官

国税庁では、国税専門官を募集しています。
受験資格
（1）昭和57年４月２日～平成３年４月１日生まれの方
（2）平成３年４月２日以降生まれで次に掲げる方
①大学を卒業した方及び平成25年３月までに大学卒業見込みの方
②人事院が①に掲げる方と同等の資格があると認める方
採用予定数　およそ800人
試験の程度　大学卒業程度
受験申込方法　原則インターネットで申込みを行ってください。
申込専用アドレス
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html
受験受付期間
【インターネットでの申込み】
平成24年４月２日（月）９:00～４月12日（木）（４月12日（木）までに申込みデータを受信完了したものに限り受け付けます）
書類請求・問合せ先
倉吉税務署総務課　TEL 26－2722

催しもの

第21回船上山さくら祭り

春らんまんの船上山万本桜公園で、第21回船上山さくら祭りを開催します。当日は町内の飲食店による露天出店、キャラクターショー、船上山ダム湖一周ウォーキング、大撮影会など多彩なイベントを行います。八重桜が咲き誇る船上山にご家族・ご友人と一緒にお越しください。
赤碕駅から会場までの無料シャトルバスを運行します。
と　　き　４月29日（日）　10：00～14：00
と こ ろ　船上山万本桜公園
詳しくは新聞折り込みチラシ（４月26日予定）をご覧ください。
問合せ先　商工観光課　TEL 55－7801

琴浦町スポーツ少年団結団式

各団に登録されている団員のみなさんはお集まりください。保護者の方もご参加ください。
と　　き　４月７日（土）９：30
と こ ろ　総合体育館
内　　容　各団及び指導者の紹介、今年度の活動についての説明、レクリエーション交流など
持 ち 物　体育館専用シューズ、飲物
問合せ先　総合体育館　TEL 52－2047
農業者トレーニングセンター　TEL 55－2707

こどもの読書週間イベント

４月23日から５月12日は「こどもの読書週間」です。琴浦町図書館では大型絵本や英語の絵本の読み聞かせ、エプロンシアターなど、特別なおはなし会を開きます。誘い合わせてお越しください。
●こどもの読書週間おはなし会

日	時間	会　場	内　　容
4／21（土）	10:00	赤碕分館	はるいっぱいおはなし会
	10:30	本　　館	そよ風おはなし会
4／28（土）	10:00	赤碕分館	おほしさまおはなし会
	10:30	本　　館	ドキドキ！科学のおはなし会
5／5（土）	10:00	赤碕分館	こどもの日おはなし会
	10:30	本　　館	こいのぼりおはなし会
5／12（土）	10:00	赤碕分館	あおぞらおはなし会
	10:30	図書館本館	エレン先生と遊ぼう！英語deおはなし会

●期間中の本の展示
・図書館本館　「科学絵本っておもしろい」展示
・図書館赤碕分館　「幼年童話の本」展示
問合せ先　琴浦町図書館　TEL 52－1115
図書館赤碕分館　TEL 55－7547

緑の募金にご協力ください



今年も３月25日から５月31日までの間、緑豊かな地域づくりを推進するため緑の募金運動を実施します。募金活動へのみなさんのご協力をお願いします。

【平成23年度緑の募金事業実績】

琴浦町募金総額	1,091,545円
緑化事業交付金の町内交付先	
学校（７校）	396,900円
地域（７団体）	141,500円
計	538,400円

○地域の緑化活動実施団体を募集中

緑の募金運動期間中に集まった募金の一部は、「緑化事業交付金」として各部落や学校などが行う樹木の植樹など、緑化活動にかかった経費の一部に使われます。現在、今年度の交付団体をつぎのとおり募集しています。

対象経費　募金に協力いただいた部落、地域のサークル、学校などが行う緑化活動の経費（花木の苗や土、資材、肥料などの購入費用）

申込方法　緑化活動計画書に必要事項を記入のうえ農林水産課（役場分庁舎）または総務課（役場本庁舎）に提出

※緑化活動計画書は、募金依頼と一緒に各部落などに配布しているほか、農林水産課（役場分庁舎）にも置いています。

申込期限　５月31日（木）

問合せ先　農林水産課　TEL 55－7802

後期高齢者医療保険料率が決定

後期高齢者医療保険料率は２年ごとに見直しが行われ、このたび鳥取県後期高齢者医療広域連合議会において平成24・25年度の保険料率が決定しました。平成24年度の保険料額は、７月中旬にお知らせします。

【決定事項】※（　）内は、平成23年度のもの

・保険料の所得割率　7.71％（7.71％）
・保険料の均等割額　４万773円（４万773円）
・保険料の賦課限度額　55万円（50万円）

※保険料の軽減については、平成23年度と同様に、被保険者と世帯主の収入（所得）に応じて軽減されます。なお、被用者保険の被扶養者については均等割額が９割軽減され、所得割額はかかりません。

問合せ先　健康対策課　TEL 52－1705

ご案内

新規学卒者就職促進奨励金の申請受付中

町では、この奨励金の申請を、下記のとおり受け付けています。申請に必要な書類など、くわしくは下記までお問い合わせください。

【支給対象者】

つぎの（１）、（２）を満たしている人

（１）つぎのいずれかに該当の方

①障がいのある方

②社会的事情により就職するにあたって特に援助を必要とする方

（２）つぎのいずれかに該当し、この春、常用労働者として初めて就職が決定した方

①中学校・高等学校を卒業

②県内の各種学校・専修学校、公共職業訓練校の養成課程を修了

【支給額】１人につき２万5千円

【申請締切】５月２日（水）

【申請・問合せ先】人権・同和教育課（まなびタウンとうはく３階）　TEL 52－1162

琴浦町町勢要覧「琴浦悠歩（ゆうほ）」を発行

町勢要覧は、町内外に町の概要や魅力を紹介するために５年ごとに作成しています。町の観光スポットや歴史、イベントなど、多彩な写真を使い、町を紹介しています。

前回以来５年ぶりに制作した町勢要覧は、今月号の広報紙と一緒に町内全世帯に配布するほか、希望者には１冊千円で販売します。

また、鳥取市在住の写真家、池本喜巳氏が町内の風景を撮影した写真集「琴浦」も作成しました。こちらはご希望の方に無料でさしあげます。



対象者
町民または町内企業で希望する方

配布部数
１人（１社）あたり１冊

配布期間
４月９日（月）～６月29日（金）

配布場所　企画情報課または分庁総合窓口

販売・問合せ先　企画情報課　TEL 52－1708

中部消費生活センターが設置されます

鳥取中部ふるさと広域連合では、今年４月から中部圏域各市町の消費生活相談業務を共同化し、専門相談員を配置した中部消費生活センターを開設します。それに伴い各市町を巡回する定期巡回相談もスタートし、専門相談員との相談が、町の窓口でできるようになります。

【中部消費生活センター】

場　　所　倉吉交流プラザ２階　市民交流室
開 館 日　月～金曜日　９：00 ～ 17：45

【定期巡回相談】

と　　き　第２、第４木曜日　８：30 ～ 17：15
と こ ろ　役場本庁舎　厚生会館
問合せ先　中部消費生活センター
　　TEL 22－3000
　　町民生活課　TEL 52－1703

献血にご協力ください

下記の日程で全血献血を受け付けます。皆さんのご協力をお願いします。本人確認のため運転免許証または保険証をお持ちください。

と　　き　４月27日（金）　９：00 ～ 11：00
と こ ろ　役場分庁舎
問合せ先　健康福祉課　TEL 52－1705

「町民の声」制度のご案内

町では、町民のみなさんの町政に対する意見を聴く手段の一つとして、町内３カ所に「町民の声」箱を設置しています。

町民の声箱の設置場所

●役場本庁舎（玄関自動ドア入ってすぐ）
●役場分庁舎（玄関入口の南側外壁面）
●まなびタウンとうはく
　（２階エレベーター前カウンター）

いただいたご意見については、各担当課で内容を検討し、回答が必要なものについては直接ご本人に回答をしているところです。

無記名などのために回答をすることができないことが多いことから、ホームページでもその内容をお知らせしています。また本庁舎、まなびタウンとうはく、分庁舎に町民の声掲示板を設け掲示しています。

■平成23年度（４月１日～平成24年３月21日）に「町民の声」として対応した件数
　……37件

問合せ先　総務課　TEL 52－2111

ことうら家族の集いのご案内

現在家族を介護している方や介護を経験された方たちが集まり、日頃の介護で抱えている思いや悩みを語り分かち合ったり、介護に関する情報交換をしたり、何でも話し合える場です。お気軽にご参加ください。

対 象 者　琴浦町で家族を介護されている方、以前家族を介護しておられた方
開催場所
　旧中井旅館（八橋）・・・原則毎月第２水曜日
　桐谷家住宅（赤碕）・・・原則毎月第４木曜日
　※12月のみ第３木曜日
時　　間　10：00 ～ 12：00
参 加 費　１回100円（お茶代）

【平成24年度開催日程】

	旧中井旅館	桐谷家住宅
４月	１１日	２６日
５月	９日	２４日
６月	１３日	２８日
７月	１１日	２６日
８月	８日	２３日
９月	１２日	２７日
１０月	１０日	２５日
１１月	１４日	２２日
１２月	１２日	２０日
１月	９日	２４日
２月	１３日	２８日
３月	１３日	２８日

問合せ先　琴浦町地域包括支援センター
　　TEL 52－1525

公共下水道・農業集落排水使用料の人数調整

一般家庭の公共下水道・農業集落排水の使用料金は、使用される世帯員数で計算します。

【使用料金算定の計算式】

基本料2,100円＋世帯員1人あたり525円（消費税込）
※世帯員数は使用月の末日の住民基本台帳の世帯員数となります。

ただし、学生、単身赴任、施設入所、連続して180日以上の入院または施設などへの入所の理由により生活の拠点が別にあると認められる場合、届出により使用人数を調整します。長期入院、介護老人保健施設入所の方については半年ごと、それ以外の場合については年度ごとに届出が必要となります。該当がある場合は下記まで届出をお願いします。

届出・問合せ先　上下水道課　TEL 55－7807

４月の無料相談

●行政相談
内　　容　役所の仕事や手続き、サービスなど
【社会福祉センター】
　と　　き　4月18日（水）9:00 ～ 11:30
【老人福祉センター】
　と　　き　4月26日（木）13:30 ～ 16:00
問合せ先　総務課　TEL 52-2111

●夜間納税相談
内　　容　納税に関すること
と　　き　4月27日（金）17:30 ～ 19:30
と こ ろ　役場本庁舎税務課
問合せ先　税務課　TEL 52-1712

●人権相談
内　　容　人権問題全般
【赤碕地区公民館】
　と　　き　4月13日（金）9:00 ～ 11:30
【古布庄地区公民館】
　と　　き　4月27日（金）9:00 ～ 11:30
問合せ先　町民生活課　TEL 52-1704

●健康相談
内　　容　身体の健康問題全般
と　　き　4月9日（月）9:30 ～ 11:00
と こ ろ　いきいき健康センター
問合せ先　健康対策課　TEL 52-1705

●からだと心の健康相談
内　　容　身体と心の健康問題全般
と　　き　4月16日（月）9:30 ～ 11:00
と こ ろ　保健センター
問合せ先　健康対策課　TEL 52-1705

●農家相談
内　　容　農地・農業問題全般
と　　き　4月2日（月）9:00 ～正午
と こ ろ　役場分庁舎3階農業委員会事務局
問合せ先　農業委員会事務局　TEL 55-7809

●行政書士相談（当日受付、先着順）
内　　容　相続、遺言、悪徳商法被害などの相談に行政書士が無料で応じます。
と　　き　4月20日（金）16:00 ～ 20:00
と こ ろ　琴浦町図書館本館　相談室
問合せ先　琴浦町図書館本館　TEL 52-1115
　　鳥取県行政書士会　TEL 0857-24-2744

●女性法律相談（電話予約制）
内　　容　法律全般（女性のみ）
と　　き　4月18日（水）10:00 ～正午
と こ ろ　中部総合事務所福祉保健局相談室

野良ねこにエサを与えないでください

野良ねこに無責任にエサを与えると多くの野良ねこが集まり、ふん尿や鳴き声、抜け毛、エサの食べ残しなどの問題が発生し、周辺の住民に迷惑がかかります。また、庭や花壇を荒らす、車を傷つけるなどの被害が及ぶ場合もあります。エサを与えている野良ねこが、周辺の住民へ被害や迷惑を与えてしまった場合などには、その責任を問われることにもなりかねませんので、野良ねこにエサを与えないでください。

動物の遺棄・虐待は犯罪です！

動物をみだりに傷つけたり殺したり、またはエサをやらないなどで衰弱させるなどの虐待を行った場合は懲役、または罰金の対象になります。飼っている動物は責任を持って最後まで面倒をみましょう。

問合せ先　町民生活課　TEL 52－1703

協会けんぽ　平成24年度健康保険料率の変更

全国健康保険協会鳥取県支部では、医療保険の厳しい財政状況や高齢者医療への拠出金などが増えることから、今年３月分（４月納付分）から保険料率を下記のとおり変更します。

変更後　9.98%　（変更前：9.48%）
（平成24年３月分（４月納付分）から適用）

問合せ先　全国健康保険協会鳥取支部
　　TEL 0857－25－0050

カウベルホールの催しもの(4/1～4/30)

４月27日(金)	琴浦町戦没者追悼式(10:00～)

問合せ先　福祉課　TEL 52－1706
　　カウベルホール　TEL 52－1516

ありがとうございます
ふるさと未来夢寄附金へのお礼

（平成24年２月１日～平成24年２月29日受付分）
安達　澄子　様（大阪府）

■平成23年度の寄附の状況
（平成24年２月29日現在）
寄附金の額　3,346,000円
ご寄附いただいた方　39人

ふるさと納税は税金控除対象です。確定申告により税金の軽減が図られます。

寄附金は積み立てたのち、町事業に活用させていただきます。この制度を町外在住のお知り合いの方に、ご紹介ください。

問合せ先　総務課　TEL 52－2111

予　　約　電話で問合せ先まで
（先着順、定員になり次第終了）
問合せ先　鳥取県中部総合事務所福祉保健局
障がい者支援課心と女性の相談室
TEL 23-3152

●心の健康相談（電話予約制）
内　　容　心の健康問題全般
と　　き　4月13日（金）15:00 ～ 16:30
予　　約　電話で問合せ先まで
（先着順、定員になり次第終了）
問合せ先　鳥取県中部総合事務所福祉保健局
障がい者支援課心と女性の相談室
TEL 23-3152

●多重債務・法律相談会（電話予約制）
内　　容　消費者金融、ローンなどの多重債務及び法律全般に関する相談
と　　き　4月20日（金）13:30 ～ 16:00
と こ ろ　倉吉未来中心会議室
予　　約　電話で問合せ先まで
（先着順、定員になり次第終了）
問合せ先　中部消費生活相談室
TEL 22-3000

社会福祉協議会の無料相談

予約・問合せ先　琴浦町社会福祉協議会
TEL 52-3600

●心配ごと相談
内　　容　日常生活での困りごとなど
【社会福祉センター】
と　　き　毎週水曜日（祝日除く）
9:00 ～ 11:30
【老人福祉センター】
と　　き　毎週木曜日（祝日除く）
13:30 ～ 16:00

●社会保険労務士による年金相談（予約優先）
内　　容　年金問題全般
と　　き　4月24日（火）9:00 ～ 11:30
と こ ろ　社会福祉センター
予　　約　電話で問合せ先まで

●弁護士による法律相談（電話予約制）
内　　容　法律全般
と　　き　4月25日（水）13:30 ～ 15:30
と こ ろ　社会福祉センター
予　　約　電話で問合せ先まで
（先着順、定員になり次第終了）

こて絵となまこ壁のむら・光に観光案内看板とポケットパークがお目見え

光部落は、こて絵となまこ壁のむらとして近年脚光を浴びており、数多くの観光客が訪れています。

このようななか、町では、光部落の町並みをこて絵となまこ壁に調和した景観として整備する「まちなみ環境整備事業」に取り組んでいます。

平成23年度の事業では、個人の家屋や塀などを町並みに調和した景観として整備する経費への補助を行ったほか、施設整備の第１弾として観光案内看板の設置と防火水槽の上をポケットパーク（※）にする工事を行いました。

和風の建物をイメージした外観の観光看板が駐車場で観光客を迎え、ポケットパークには、ベンチを設置。訪れた人々を癒す空間となっています。

みなさんもぜひ、新しくなる光部落に足を運んでみてはいかがでしょうか？

※ポケットパーク…ここでは休憩や憩いの場となる小さな空間の意味



問合せ先　企画情報課　TEL 52－1708

－光のこて絵－



「鶴」
古来より「鶴は千年」といわれ「長寿を象徴する吉祥の鳥」です。



「亀」
不老長寿の地として信じられた蓬莱山の使いとされ、めでたい動物です。



「鯉」
鯉が試練を乗り越え龍となった伝説から立身出世の象徴とされています。



「蕪」
「株が上がる」にかけて「評判が良くなる」などの意味です。



「打出の小槌」
振れば欲しいものが手に入り望みが叶うといわれ縁起が良いとされます。



若竹のえび風味炒め

今月のおすすめメニュー
cooking

★おすすめのポイント

作り置きしておけるひと品で、ご飯に混ぜると味付けご飯にもなります。たけのこやワカメは食物繊維が豊富で、便秘や大腸がん予防の効果もあります。

朝ごはんを食べよう!!

目覚めてすぐは、胃が活発に働かないために食欲がわかないようです。今より少し早起きすると、おいしく朝ごはんを食べることができ、いつもと違う1日が過ごせるはずです。

材料（4人分）

・たけのこ	160ｇ
・ワカメ（塩蔵）	80ｇ
・にんじん	60ｇ
・かんぴょう	30ｇ
・桜えび	5ｇ
・ごま油	大さじ1
・水	60ml
・白ごま	大さじ1
濃口しょうゆ	大さじ1
砂糖	大さじ1

作り方

①たけのこは２センチ長さの短冊切りにする。にんじんは厚さ３ミリの斜め切りにし、さらに棒状に切る。ワカメは固めにもどしてざく切りにする。
②かんぴょうは水で洗って塩（分量外）をふり、よくもんで水洗いをした後、５分程度水に漬け、１センチ長さに切る。
③鍋にごま油を熱してにんじん、たけのこ、かんぴょうを加えて炒め、油がまわったら水を加える。
④③に火が通ったらワカメ、桜えび、しょうゆ、砂糖を加えて水分がなくなるまで炒りつける。
⑤④を器に盛り、白ごまを散らす。

１人分の栄養価

エネルギー	96kcal
たんぱく質	3.7g
脂質	4.5g
カルシウム	92mg
食塩相当量	1.0g

発行：琴浦町　編集：企画情報課　〒689-2392　鳥取県東伯郡琴浦町徳万 591-2　TEL (0858) 52-2111（代表）　FAX (0858) 49-0000
琴浦町ホームページアドレス http://www.town.kotoura.tottori.jp/　毎月１日発行　印刷：山本印刷株式会社